

<h2 style="margin: 0;">通行禁止道路通行許可申請書</h2>					
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">② 警察署長殿 <b style="color: red;">見本</p>		<p style="margin: 0;">① 年 月 日</p>			
<p style="margin: 0;">申請者 住所</p>		<p style="margin: 0;">③</p>			
<p style="margin: 0;">氏名</p>		<p style="margin: 0;">電話 ()</p>			
<p style="margin: 0;">主たる住所</p>		<p style="margin: 0;">④</p>			
<p style="margin: 0;">運転者</p>		<p style="margin: 0;">氏名</p>			
車両の種類	⑤	番号標に表示されている番号	⑥		
運転の期間	⑦ 年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
通行しようとする通行禁止道路の区間	⑧				
やむを得ない理由	⑨				
<p style="text-align: center; margin: 0;">第 号</p> <h3 style="text-align: center; margin: 0;">通行禁止道路通行許可証</h3> <p style="margin: 10px 0 0 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">条 件</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑩</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">警察署長</p>				条 件	⑩
条 件	⑩				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[本様式追加・昭46総府令53、改正・昭50総府令10・平6総府令9・平11総府令2]

〔 記 入 要 領 〕 （通行禁止道路通行許可申請書・・・警察署長宛）

- ① 申請書の提出日を記入します。
- ② 申請先は、通行禁止道路の道路を管轄する警察署になります。
- ③ 申請者の住所、氏名、電話番号を記入します。
申請者が会社等の場合は、会社等の所在地、名称、電話番号を記入します。
- ④ 許可を受けようとする車両を、主として運転する方の住所、氏名を記入します。
- ⑤ 申請車両の車検証に記載された「自動車の種別」を記入します。
- ⑥ 車両登録番号（車両ナンバー）を記入します。
- ⑦ 実際に通行許可を必要とする最小限度の期間を記入します（最長3年）。申請事由及び交通状況によっては、警察署において指定させていただく場合があります。
- ⑧ 実際に通行許可を必要とする区間等を正しく記入します。区間を明示すること（経由地を列挙すること）が困難な場合は、申請書に区間を簡記した上で「詳細は別紙図面のとおり」と記入し、通行しようとする通行禁止道路の区間が分かる図面を、申請書に添付してください。
記入例：〇〇町〇〇番地先から〇〇町〇〇番地先まで（詳細は別紙図面のとおり）
※ 申請事由によっては区・市・町・村単位での申請も可能です。申請前に各警察署にご相談ください。ただし「都内全域」又は「複数の区市町村全域」という範囲での申請はできません。
- ⑨ 申請事由を具体的に記入します。
記入例：引越しのため、ガス工事のため
- ⑩ 警察署において記入しますので、申請者は記入しないでください。

※ 提出する都道府県警察により、記入要領等が異なる場合があります。

※ 提出先は、通行禁止道路の道路を管轄する警察署の交通課交通規制係です。

※ 申請書（「通行しようとする通行禁止道路の区間」が分かる図面を含む）については、車両ごとに作成し、2通提出してください。

※ 疎明資料については、各警察署にあらかじめお問い合わせください。

例）・ 電子車検証を交付されている自動車 →自動車検査証記録事項が記載された書面の提示

電子車検証以外の車検証等を交付されている自動車 → 車検証等の写し

・ やむを得ず通行すること（申請事由）を疎明する資料 等

※ 「主たる運転者」の運転免許証（写しも可）については、許可証交付時に警察署等の交通規制を担当する係の窓口での提示をお願いします。